

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
手続名	介護医療院の業務運営の勧告			根拠条項	第 114 条の 5 第 1 項		
処 分 基 準	(1) 介護医療院が、その業務に従事する従業者の人員について介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 2 項の厚生労働省令で定める員数を満たさないとき						
	(2) 介護医療院が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 3 項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していないと認められるとき						
	(3) 介護医療院が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 6 項に規定する便宜の提供を適正に行っていないと認められるとき						
	(4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）						
	(5) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）						
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.	